

**愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務
受託者募集要領**

1 業務概要

(1) 業務名

愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務委託

(2) 業務内容

愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務委託仕様書のとおり

(3) 契約限度額

1,984,875,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 契約期間

契約締結の日から2026年11月30日(月)までとする。

(5) 支払方法

業務完了後、精算払いとする。ただし、2025年度末に出来高に応じて契約代金の一部を請求することができる。その場合、以下に定めた金額を上限とする。

契約締結日から2026年3月31日分：496,551,000円

2 応募資格

応募の資格者は、法人その他の団体とし、次の要件を満たす者とする。また、コンソーシアムによる応募も可とする。

※コンソーシアムの場合、参加するすべての構成員が、(2)～(7)の資格を満たす必要がある。(1)、(8)及び(9)については、コンソーシアム全体ですべての資格を満たすようにすること。

(1) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会の令和6・7年度入札参加資格者名簿の以下すべてに登録されている者であること。

- ・ 大分類「03:役務の提供等」、中分類「03:映画等製作・広告・催事」のうち小分類「03:催事」、細分類「01:イベント企画」及び「02:会場設営」。
- ・ 大分類「03:役務の提供等」、中分類「03:映画等製作・広告・催事」のうち小分類「04:デザイン」、細分類「01:デザイン」及び「02:展示物等の製作」。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 公告の日から契約候補者決定までの期間において、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から契約候補者決定までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 都道府県公安委員会から警備業法第4条に定める認定を受けていること。
- (9) 2015年4月1日以降に、国際競技大会の聖火リレー業務を元請け(共同企業体、共同事業体の構成員である者を含む。)として受託し、履行した実績があること。

3 守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書の提出

提案希望者は、次のとおり必要書類を提出してください。提出者に、「愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務委託守秘義務資料」(以下、「守秘義務資料」という。)を提供します。なお、提供資料については、企画提案内容の検討以外の目的での使用を禁止します。

(1) 提出書類

- ・守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書(別添1)
- ・契約実績証明書兼誓約書(別添2)

(2) 提出期限

2025年5月30日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書(別添1)に記名・押印の上、3(1)に定める提出書類を、3(2)に定める期限までに電子メールにより以下の提出先へ提出してください。電子メールの件名は「愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務_資料申請_〇〇〇〇(申請者名を記入)」とし、電子メールを送付した旨を以下の電話番号へ電話にて連絡してください。

ア 提出先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
式典第二課聖火リレー第一グループ

イ 電子メール

torchrelay-office@aichi-nagoya2026.org

ウ 電話番号

052-212-8199(ダイヤルイン)

4 企画提案

(1) 提出書類

別紙「愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務委託企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ① 提案応募書（様式1）
- ② 業務実施体制（様式2）
- ③ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び必要な添付書類
- ④ 業務提案書（様式任意）
- ⑤ 支出計画書（経費見積書）（様式任意）
- ⑥ 法人等の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ⑦ 共同企業体関係書類（共同企業体を結成し、応募する場合のみ提出）
 - ・ 共同企業体結成届（様式4-1）
 - ・ 共同企業体協定書（様式4-2）
 - ・ 委任状（様式4-3）

※各様式についての記載方法は以下のとおりとする。

様式1：応募者欄⇒構成員全員を連名で記入

様式2：1 統括責任者・業務担当者の履歴・実績等

⇒氏名欄に構成員名称についても記入

2 法人等の業務履歴⇒構成員のいずれか一者について記入

様式3：申告者欄⇒社会的価値に関して記入する構成員名称を記入

社会的価値⇒構成員のいずれか一者について記入

(2) 提出期限

2025年6月12日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

式典第二課聖火リレー第一グループ

(4) 提出方法

上記提出先に持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

※その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可

(5) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

5 応募に関する問合せ

(1) 提案内容に関わる問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せについては、「質問書（様式5）」を電子メール

で受け付ける。

なお、タイトルは、「愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務委託に関する質問」とするとともに、メールを送信した旨を下記（２）へ電話連絡すること。

回答については、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、以下のとおり回答を行う。

問合せ内容	回答方法	質問書提出期限	回答期限
本業務委託の公開情報に係る事項	組織委員会ウェブサイトに掲載	5月30日 午後5時	6月4日
守秘義務資料の記載内容に係る事項	当該質問者のみにメール	6月3日 午後5時	6月6日

（２）問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
式典第二課聖火リレー第一グループ

電話：052-212-8199（ダイヤルイン）

E-mail：torchrelay-office@aichi-nagoya2026.org

6 審査方法等

（１）選定手順

ア 書面審査

応募が6案以上の場合は、提出された企画提案書について、書面審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

書面審査により選定された企画提案書（5案以下）について、愛知・名古屋2026大会聖火リレー運営計画策定及び運営実施業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。なお、プレゼンテーションの日程は、以下を予定している。

日時：2025年6月18日（水）午前（提案者ごとの開始時間等は、別途連絡。）
場所：愛知県東大手庁舎（名古屋市中区三の丸三丁目2番1号）
備考：プレゼンテーション時間は、1者につき20分を想定。
プレゼンテーションは、パワーポイントを使用すること。
プロジェクターは使用可能であるが、パソコン、インターネット回線は応募者で用意すること。
プレゼンテーション終了後に10分程度の質疑応答を予定。

（２）審査基準

審査は、審査基準に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

（３）結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

(4) 契約

ア 受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

イ 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と交渉する。

なお、受託候補者が契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。ただし、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 応募資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により行うものとするが、電子契約書により難しい場合は、紙の契約書により行うものとする。なお、受託候補者は、速やかに「電子契約サービス利用確認書」を組織委員会に提出しなければならない。

エ 受託候補者は、速やかに「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた扱組状況について（チェックシート）」を組織委員会に提出しなければならない。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申し立ても一切認めないものとする。

7 注意事項

(1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションの出席等に必要な経費については、各応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提案された企画提案書は、返却しない。

(5) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から指示があった場合を除く。

(7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

(8) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(9) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

ア 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等

イ 記入事項を判読できない企画提案書等

- ウ 虚偽の事項が記載された企画提案書等
 - エ 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
 - オ 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等
 - カ 提出期限までに提出されなかった企画提案書等
 - キ その他本募集要領等に定める条件に違反した企画提案書等
- (10) 指定する契約限度額を超える経費見積の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。
- (11) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、委託者が定める。

8 スケジュール

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ・ 守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書提出期限 | 2025年 5 月 30 日 |
| ・ 企画提案書提出期限 | 6 月 12 日 |
| ・ プレゼンテーション審査 | 6 月 18 日 |
| ・ 契約締結、事業開始 | 7 月上旬 |
| ・ 契約期間満了 | 2026年11月30日 |